

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第48号	
事故等種類	衝突（漁具）	
発生日時	平成22年4月4日 21時33分ごろ	
発生場所	東シナ海 長崎県五島市大瀬埼灯台から真方位245°55海里付近 (概位 北緯32°14′ 東経127°38′)	
事故等調査の経過	平成22年5月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第一源 ^{げんぶく} 福丸、135トン 131344、東洋漁業株式会社 B 漁船 第二十一丸 ^{まるしげ} 繁丸、135トン 129415、丸福漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、不詳	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 漁網破損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか22人が乗り組み、まき網投網中、B船は、船長Bほか17人が乗り組み、投網環巻き中、平成22年4月4日21時33分ごろ、五島市大瀬埼灯台から真方位245°55海里付近において、A船の球状船首とB船の ^{あば} 浮子及び漁網が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 5 海象：波高 約2m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船が、大瀬埼灯台西南西方沖の漁場でまき網投網中、付近で投網環巻き中のB船との距離を確認せずに接近した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、大瀬埼灯台西南西方沖の漁場でまき網投網中、付近で投網環巻き中のB船との距離を確認せずに接近したため、A船の船首とB船の浮子及び漁網が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	